

(地域ケア・ネットワーク会議設置要項改正案)

上野南部地区住民自治協議会 地域ケア・ネットワーク会議設置要項

第1条

(名称) この会議は、上野南部地区住民自治協議会地域ケア・ネットワーク会議と称する。

第2条

(目的) 地域住民や専門機関の担当者により、福祉区(住民自治協議会)独自の生活課題やニーズの把握、共有、解決、伝達のため、地域ケア・ネットワーク会議(以下会議)を開催し、地域における福祉面での諸問題解決のための検討を行い、公的サービスと見守り・支え合い活動との連携による地域生活支援体制を確立していくことを目的とする。

第3条

(組織) 本会議は、上野南部地区住民自治協議会役員、民生委員児童委員、自治会長、地域福祉会議代表者、南部女性つどいの会、南部老人クラブ(南老連)、地域企業団体(ジャスコ等)、福祉サービス事業者(岡波病院福祉医療相談室、豊壽園等)、組長、南部市民センター所長、市民活動推進室地域相談員、及び伊賀市社会福祉協議会地域担当、相談担当者その他地域関係者をもって構成する。

第4条

(運営) 本会議は“向こう三軒両隣”である、各町の地区又は組単位の5層福祉区に関する諸問題を率直に話し合い、問題点を各町の地域福祉会議の中で解決のため協議し、さらに自らの町で解決できない問題を、上野南部地区住民自治協議会地域ケア・ネットワーク会議で問題解決の糸口・手法を審議・運営するための組織とする。

問題解決の手法等についての情報を共有し、逐次南部自治協地域ケア・ネットワーク会議から地域福祉会議等に情報の発信を行なう。

第5条

(役員) 本会議に地域ケア・ネットワーク会議議長1名、副議長1名、事務局2名を置く。

第6条

(会議) 本会議は、必要に応じて開催し、個別ケースに関しては、当該地区関係者により地域会議を適宜開催する。

第7条

(事務局) 本会議の事務局を南部市民センター内におく。

第8条

(経費) 本会議の経費は、伊賀市上野南部地区住民自治協議会民生福祉部会の経費をもって充てる。

第9条

(その他) この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会議によって随時定める。

本要項は、伊賀市上野南部地区住民自治協議会民生福祉部会 地域ケアネットワーク会議設置要項を改廃し、新たに上野南部地区住民自治協議会 地域ケア・ネットワーク会議設置要項として規定する。

この要項は平成24年4月1日から施行する。